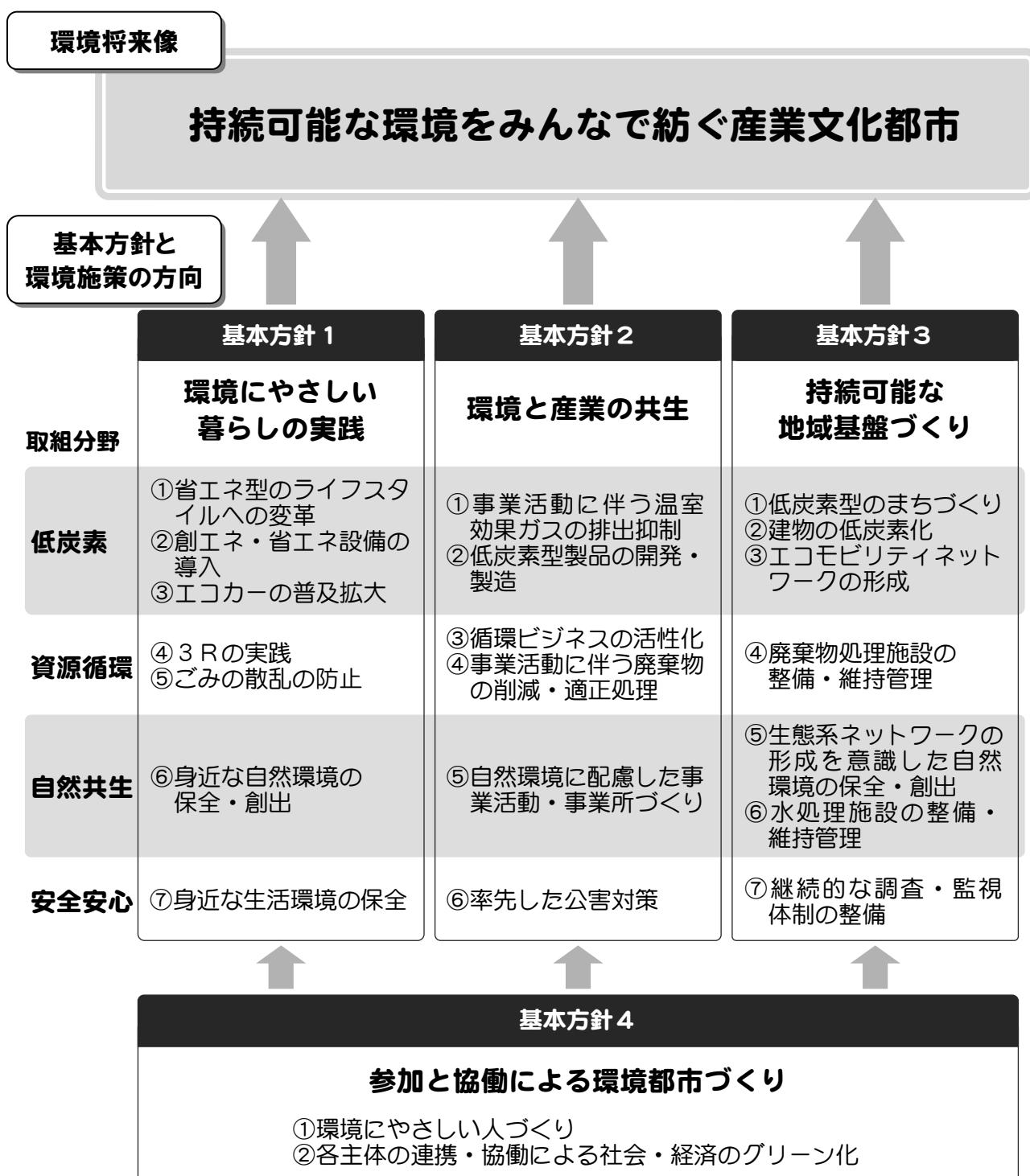


第4章 環境施策



施策体系

環境将来像の実現に向けて、第2章に記載した計画策定の視点及び第3章に掲げた基本方針を踏まえ、以下の体系に沿って環境施策を進めます。



基本方針 1 環境にやさしい暮らしの実践

取組分野（1）低炭素

①省エネ型のライフスタイルへの変革

【取組方針】

暮らしにおけるCO₂排出量を大幅に削減するためには、私たちの意識の変革のもと、無理なくエネルギーの利用が少ない生活を実践することが重要です。

そのため、CO₂排出量の「見える化」や楽しみながら省エネ行動が進む取組を推進し、CO₂の排出について常に意識することで、省エネ型のライフスタイルへの変革を促します。

【取組内容】

1) エネルギー使用量やCO₂排出量の見える化の推進

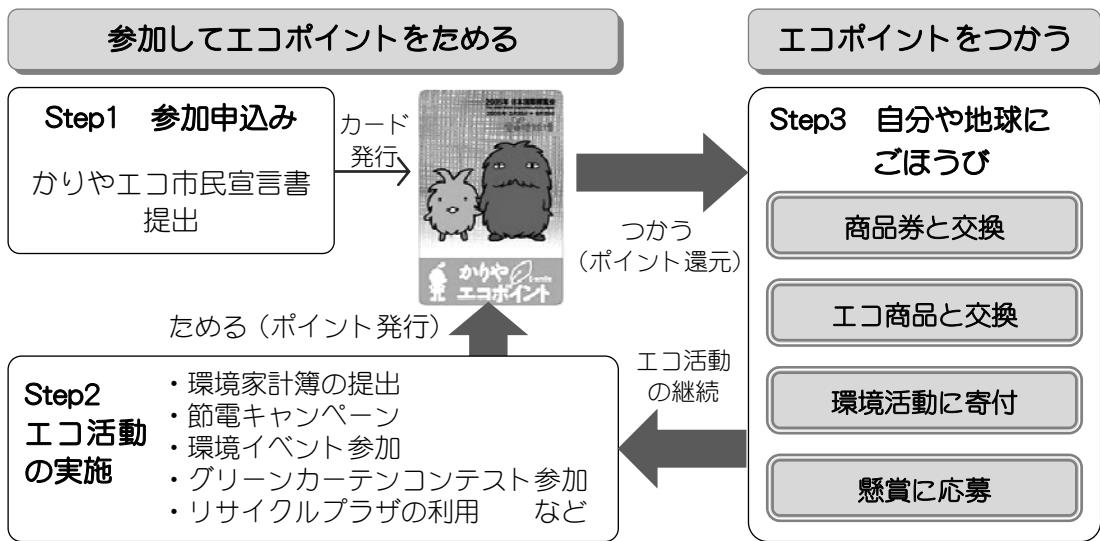
エネルギー使用量やCO₂排出量を見える化する、環境家計簿¹⁷⁾、省エネナビ¹⁸⁾、HEMS¹⁹⁾等の普及を促進し、市民の省エネルギー意識の向上を図ります。

主な施策

- ・かりやエコポイント制度を活用した環境家計簿の普及・節電キャンペーンの実施
- ・省エネナビ・ワットアワーメーターの貸出し
- ・HEMSの普及促進
- ・小中学生及びその家族を対象としたエコライフデー²⁰⁾（CO₂削減量把握）の実施

● かりやエコポイント制度 ●

「かりやエコポイント」は、特定のエコ活動に対してエコポイントを発行し、たまつたポイントで商品券やエコ商品等と交換できる取組です。



17 環境家計簿：家庭で使用したエネルギー量（電気・ガス・水道・ガソリン等）を記録することで、排出したCO₂排出量を算出できる“環境版”家計簿のこと。

18 省エネナビ：電気使用量や電気料金、CO₂排出量等をリアルタイムで表示する機器。

19 HEMS：Home Energy Management Systemの略。家庭内においてエネルギー使用状況を見える化し、エネルギー使用を制御して省エネ化を可能とするシステム。

20 エコライフデー：不要な照明の消灯やレジ袋の削減等、温暖化防止や省資源につながる「環境にやさしい生活」を実践する、刈谷市が設定する日のこと。

2) 楽しみながら省エネ行動が進む取組の推進

花や野菜を育てながら地球温暖化対策に取り組めるグリーンカーテンづくり、燃料費の節約につながるエコドライブ²¹⁾等、楽しみながら省エネ行動が進む取組を推進します。

主な施策

- ・ グリーンカーテンコンテスト・グリーンカーテンづくり講座
- ・ エコドライブの普及啓発

● グリーンカーテン ●

グリーンカーテンとは、朝顔やゴーヤ等のつる性の植物を窓の外に這わせ、省エネ・地球温暖化対策を行う自然のカーテンのことです。夏の日差しを和らげ、室温の上昇を抑える効果があります。また、花や実を楽しみ、緑に親しむこともできます。

本市では、家庭や事業所を対象としたグリーンカーテンコンテスト、グリーンカーテンづくり講座、小中学校、幼稚園や保育園等の公共施設におけるグリーンカーテンの設置により、家庭や職場、学校といった様々な場所でグリーンカーテンづくりを進めています。



平成26年度グリーンカーテンコンテスト
最優秀賞（家庭部門）



平成26年度グリーンカーテンコンテスト
最優秀賞（事業所部門）

²¹⁾ エコドライブ：発進を緩やかにする、車間距離を十分にとり加減速を少なくする、早めのアクセルオフを行う、無用なアイドリングをしないなどのことを心掛け、環境に配慮して自動車を使うこと。

②創エネ・省エネ設備の導入

【取組方針】

暮らしの低炭素化のためには、省エネ型のライフスタイルを実践することに加え、家庭でエネルギーを創り出すこと、設備を省エネ型でCO₂排出量の少ないものに変えていくことが重要です。

本市は、全国的にみても日射量が多い地域であるため、太陽光発電や太陽熱利用をはじめとした再生可能エネルギーの活用を進めるとともに、高効率な給湯器等の省エネ設備の導入を進めることで、住宅におけるCO₂排出量の大幅な削減を図ります。

【取組内容】

1) 家庭における創エネ・省エネ設備の普及促進

太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池等の設置を支援し、家庭における創エネ・省エネ設備の普及を促進します。

主な施策

- ・ 太陽光発電システム設置費補助
- ・ 太陽熱利用システム設置費補助
- ・ 家庭用燃料電池（エネファーム）設置費補助

③エコカーの普及拡大

【取組方針】

自動車が主要な交通手段となっている本市において、自動車からのCO₂排出量の削減は特に重要です。

近年、自動車の技術開発が急速に進み、ハイブリッド自動車をはじめ、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等のエコカーが一般販売されています。また、平成26年12月には燃料電池自動車²²⁾の一般販売が開始されました。これらのエコカーの普及を進め、移動に伴うCO₂排出量の大幅な削減を図ります。

【取組内容】

1) エコカーの普及促進

全国トップクラスの補助の実施等により、エコカーの普及拡大を図ります。

主な施策

- ・ エコカーの購入費補助
- ・ 燃料電池自動車の普及に向けた支援

²²⁾ 燃料電池自動車：車載の水素と空気中の酸素の化学反応によって発生する電気で、モーターを回転させて走る自動車。

取組分野（2）資源循環

④3Rの実践

【取組方針】

資源の消費を抑制し、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成していくため、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムが環境に大きな負荷をかけてきたことを一人ひとりが認識し、ごみの減量、再資源化に取り組むことが重要です。

そのため、ごみの分別、減量を引き続き市民に呼び掛け、3R（ごみの減量:Reduce、再使用：Reuse、再資源化：Recycle）を推進します。

【取組内容】

1) ごみの排出抑制・分別の徹底によるごみ減量、再資源化の推進

家庭での生ごみの減量や買物時の過剰包装の抑制等、家庭におけるごみの排出抑制を推進します。また、ごみの分別に関する市民への情報提供や普及啓発、地域主体の資源回収への支援等を通じて、「ごみ」と「資源」の分別排出を徹底します。

主な施策

- 生ごみ処理機器購入費補助
- クリーンカレンダー²³⁾、ごみの分け方・出し方ガイドブックの配布
- 資源回収奨励報償金²⁴⁾、ごみ分別収集協力報償金²⁵⁾の交付
- 小売店とのレジ袋削減に関する協定の締結
- 家庭ごみ有料化の検討
- 小型家電リサイクルの推進

2) 不用となった日用品等の再利用の促進

リサイクルプラザの利用促進等を通じて、家庭で不用になった日用品等の有効活用を進め、ごみの減量化を図ります。

主な施策

- リサイクルプラザの利用促進

● リサイクルプラザ ●

環境センターにリサイクルプラザ「エコくる」、クリーンセンターにリサイクルプラザKCを開設しており、不用になった日用品等を持ち込み、安価な値段で展示販売することができます。

エコくるでは、「あげます・譲ります」、「買います・ください」等の情報コーナーや古布類の回収ボックスがあり、傘の修理も行っています。

また、リサイクルプラザKCでは、再生補修家具等の展示販売も行っています。



リサイクルプラザ KC

²³ クリーンカレンダー：区域毎に定められた、ごみ（燃やせるごみ、プラスチック容器、紙容器、古紙類、不燃ごみ、空き瓶、空き缶・金属類、アルミ缶、ペットボトル）の収集日を示すカレンダー。

²⁴ 資源回収奨励報償金：ごみの減量化と資源の再利用を積極的に推進するため、自主的に資源回収活動をする市民団体に対して交付する報償金。

²⁵ ごみ分別収集協力報償金：市が実施するごみ分別収集に協力する地区団体に、ごみの減量化および資源化並びに環境美化の推進を図ることを目的として交付する報償金。

⑤ごみの散乱の防止

【取組方針】

3Rの推進により日々の暮らしから発生するごみを極力減らすことに加え、やむを得ず発生するごみについては、適正に処理することが重要です。

そのため、市民と連携してごみの散乱を防止し、きれいなまちづくりを進めます。

【取組内容】

1) 市民による美化活動の推進

道路・河川・水路・公園等の美化を目的に清掃活動を行う市民のボランティア活動を支援します。

主な施策

- 清掃活動を行うボランティア団体の支援

2) 不法投棄の防止

ごみの散乱防止の普及啓発活動、ごみ散乱防止推進員²⁶⁾ や地域環境保全委員²⁷⁾との連携等により、不法投棄を防止します。

主な施策

- ごみの散乱防止の普及啓発
- ごみ散乱防止推進員、地域環境保全委員との連携による不法投棄の監視・連絡



²⁶⁾ ごみ散乱防止推進員：刈谷市空き缶等ごみ散乱防止条例に基づき、各地区から推薦され市の委嘱を受け、地区内の巡回、啓発活動等、地区のごみ散乱防止、環境美化を推進する人。

²⁷⁾ 地域環境保全委員：地域における環境の状況を把握し、その保全に関する活動を推進するため、愛知県環境基本条例に基づき県内市町村に配置される委員。地域の環境の状況の調査・報告、県の行う環境保全施策への協力、地域における環境保全のための自主的活動の推進等を担う。

取組分野（3）自然共生

⑥身近な自然環境の保全・創出

【取組方針】

市内を流れる川や住宅地の生垣等の身近な水辺、緑は、潤いある生活空間を創出するとともに、生物が生息する場としても重要な役割を果たしています。

そのため、生活排水対策を進めるとともに、家庭で花や緑を育てる取組を推進し、身近な自然環境を保全・創出します。

【取組内容】

1) 生活排水対策の推進

下水道や合併処理浄化槽の整備により、未処理のまま河川等に放出される生活排水を削減します。また、市民への普及啓発により家庭でできる生活排水対策を推進します。

主な施策

- ・ 下水道供用区域の拡大
- ・ 下水道供用区域における未接続世帯への接続の啓発
- ・ 合併処理浄化槽設置整備補助
- ・ 生活排水対策に係る普及啓発

2) 家庭で花や緑を育てる取組の推進

民有地緑化への補助や緑化に関する普及啓発、緑に関する知識や技術を習得する場の提供等を通じて、家庭で花や緑を育てる取組を推進します。

主な施策

- ・ 民有地緑化補助
- ・ グリーンカーテンコンテスト・グリーンカーテンづくり講座（再掲）
- ・ 植木の即売会、苗木の無償配布、造園教室等の緑化イベントの開催

取組分野（4）安全安心

⑦身近な生活環境の保全

【取組方針】

日常生活に起因する騒音・振動・悪臭等の問題は、一人ひとりのマナーやモラルによるところが大きく、互いに迷惑をかけないように配慮することが重要です。

そのため、市民への啓発を通じて、身近な生活環境の保全を図ります。

【取組内容】

1) 身近な生活環境の保全に関する市民意識の向上

ペットの鳴き声、楽器等による近隣騒音や野焼きによる悪臭といった身近な生活環境問題に対し、啓発を行うことにより、マナーやモラルの向上を図ります。

主な施策

- ・ 身近な生活環境の保全に関する啓発
- ・ 苦情申立に対する適切な対応

基本方針2 環境と産業の共生

取組分野（1）低炭素

①事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制

【取組方針】

本市のCO₂排出量の約2/3は事業活動に伴って排出されており、事業者による温室効果ガスの排出抑制の取組は大変重要です。

そのため、エネルギー使用量やCO₂排出量の見える化、各種法令や認定制度に基づく温室効果ガスの排出抑制の徹底、取組事例等の情報共有を進めます。

【取組内容】

1) エネルギー使用量やCO₂排出量の見える化の推進

環境マネジメントシステムの導入、BEMS²⁸⁾の普及等を促進し、事業所におけるエネルギー使用量やCO₂排出量の見える化を推進します。

主な施策

- ・ 環境マネジメントシステムの導入支援
- ・ BEMSの普及促進

2) 各種法令や支援制度等による温室効果ガスの排出抑制

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」や「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」による地球温暖化対策計画書制度等の法令の遵守や補助制度等を活用した環境投資の推進により、事業所における温室効果ガスの排出を抑制します。

主な施策

- ・ 各種法令に基づく温室効果ガスの排出抑制の徹底
- ・ 事業者への支援制度（小規模企業者設備投資促進補助、小規模事業者経営改善資金利子補給補助等）を活用した環境投資の推進
- ・ 環境負荷低減に寄与する投資に対する支援方法の検討

28 BEMS : Building Energy Management System の略。ビル内においてエネルギー使用状況を見える化し、エネルギー使用を制御して省エネ化を可能とするシステム。

3) 温室効果ガス排出抑制に関する情報共有とネットワークづくり

事業者が温室効果ガス排出抑制に取り組む際に参考となる事例の紹介、情報の提供を実施するとともに、事業者のネットワークづくりを進めます。

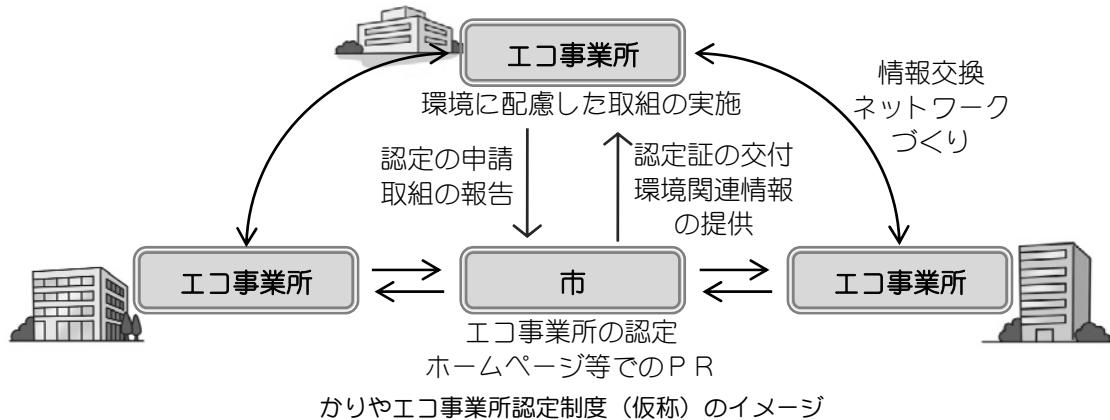
主な施策

- ・かりやエコ事業所認定制度（仮称）の検討・実施
- ・かりやエコマップ等を通じた取組事例の紹介
- ・温室効果ガス排出抑制に関する情報提供

かりやエコ事業所認定制度（仮称）

事業活動の中で環境に配慮した取組を自主的かつ積極的に実施しているエコ事業所を、市が認定しPRすることで、事業所のエコな取組を支援する仕組みをつくります。

エコ事業所には市から環境関連情報の提供を行うとともに、エコ事業所同士のネットワークづくりを進めることで、更なる取組の推進を図ります。



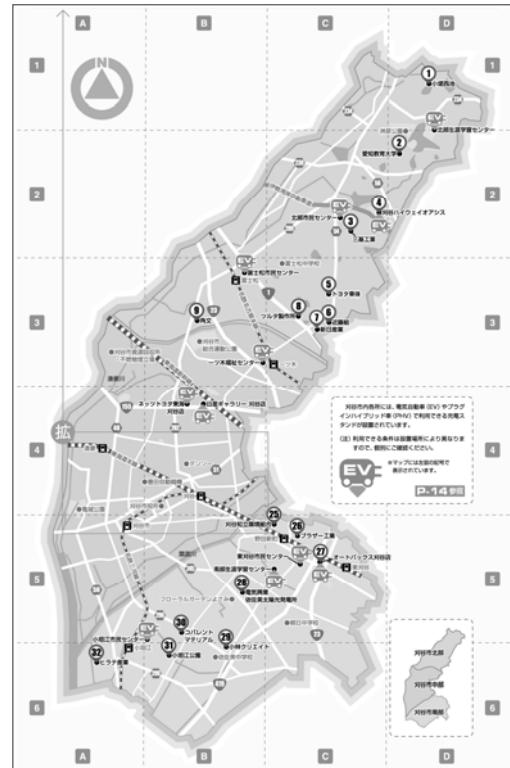
かりやエコマップ

「かりやエコマップ」は、太陽光発電の設置や電気自動車の導入、エコな商品の製造、自然保護活動等の市内の事業者や団体等が実施しているエコな取組について、場所を地図に掲載するとともに、写真等を使用して分かりやすく紹介しています。

「かりやエコマップ」を通じて、市内の事業者等の取組を市内外の方に知っていただくことで、取組を後押しします。



平成 26 年 4 月発行



②低炭素型製品の開発・製造

【取組方針】

自動車産業を中心とする製造業が集積する本市では、製品の製造・使用から廃棄・再利用までに排出されるCO₂を低減した低炭素型の製品を開発することが、本市のみならず、世界全体の低炭素化に大きく貢献します。また、こうした低炭素型製品の普及を図ることは、事業者の低炭素型製品の開発・製造を後押しすることとなり、環境と経済の好循環につながります。

そのため、事業者の低炭素型製品の開発・製造を支援するとともに、低炭素型製品の普及を図ります。

【取組内容】

1) 事業者の低炭素型製品の開発・製造の支援

事業者に対する補助制度や取組事例の情報発信等を通じて、低炭素型製品の開発・製造を支援します。

主な施策

- ・ 事業者への支援制度（小規模企業者設備投資促進補助、新産業技術開発支援補助等）を活用した環境投資の推進（再掲）
- ・ 環境負荷低減に寄与する投資に対する支援方法の検討（再掲）
- ・ カリやエコマップ等を通じた取組事例の紹介（再掲）

2) 低炭素型製品の普及促進

各種補助制度等により、低炭素型製品の普及促進を図り、市内事業者の低炭素型製品の開発・製造を後押しします。

主な施策

- ・ エコカーの購入費補助（再掲）
- ・ 家庭用燃料電池（エネファーム）設置費補助（再掲）
- ・ 燃料電池自動車の普及に向けた支援（再掲）

取組分野（2）資源循環

③循環ビジネスの活性化

【取組方針】

資源循環型の経済社会を構築するためには、天然資源を使用した製造・流通・販売における省資源、廃棄物の発生抑制に加え、廃棄物・資源の回収やリサイクル等を担う循環ビジネスの活性化が重要です。

そのため、率先して廃棄物・資源のリサイクルを進めるとともに、循環ビジネスに取り組む事業者を支援します。

【取組内容】

1) 廃棄物・資源のリサイクルの推進

公共施設や公共事業から発生する廃棄物・資源のリサイクルを率先して進めるとともに、発生量が多い下水汚泥等のバイオマス²⁹⁾ 資源のリサイクル方法について、検討を行います。

主な施策

- ・ 公共施設や公共事業から発生する廃棄物・資源のリサイクルの推進（廃食用油のB D F³⁰⁾ 化、剪定枝の堆肥化、焼却灰の溶融処理による溶融メタル化・溶融スラグ³¹⁾ 化等）
- ・ 下水汚泥等のバイオマス資源のリサイクル方法の検討

2) 循環ビジネスに取り組む事業者の支援

事業者の設備投資、技術開発の支援等を通じて、廃棄物を資源化する循環ビジネスの活性化を図ります。

主な施策

- ・ 事業者への支援制度（小規模企業者設備投資促進補助、新産業技術開発支援補助等）を活用した環境投資の推進（再掲）
- ・ 環境負荷低減に寄与する投資に対する支援方法の検討（再掲）

29) バイオマス：再生可能な生物由来の有機資源で化石資源を除いたもの。太陽のエネルギーを使って生物が合成したものであり、生命と太陽がある限り枯渇しない資源。具体的には、下水汚泥や生ごみ、建設発生木材、剪定枝等がある。

30) B D F：Bio Diesel Fuel の略。廃食用油（てんぷら油等）や菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油等の生物由来の油から作られる、軽油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）の総称。

31) 溶融スラグ：焼却灰を高温で溶融し、急速に冷やすことで生成されるガラス状の物質。砂に似ているため、土木資材、建築資材等の材料として有効利用する取組が進められている。

④事業活動に伴う廃棄物の削減・適正処理

【取組方針】

事業活動に伴い発生する廃棄物を減量（Reduce）することは、環境負荷の低減のみならず、生産効率の向上や廃棄物の処理費用の削減となり、企業の競争力の強化につながります。また、発生する廃棄物については、再使用（Reuse）、再資源化（Recycle）を進め、最終的に処理が必要な廃棄物は、適正に処理することが重要です。

そのため、各種法令に基づく監視・指導を実施するとともに、環境マネジメントシステムの導入等による事業者の自主的な取組を促進します。

【取組内容】

1) 各種法令に基づく廃棄物の削減・適正処理の監視・指導

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、各種リサイクル法等に基づき、事業所に対する排出指導を徹底します。

■ 主な施策

- ・ 関係機関と連携した各種法令に基づく監視・指導

2) 事業者の自主的な取組の促進

事業系一般廃棄物の排出基準・処理手数料の適宜見直し、環境マネジメントシステムの導入支援等を通じて、廃棄物の排出抑制や資源の分別の徹底等を事業者に促します。

■ 主な施策

- ・ 事業系一般廃棄物の排出基準・処理手数料の見直しの検討
- ・ 環境マネジメントシステムの導入支援（再掲）



取組分野（3）自然共生

⑤自然環境に配慮した事業活動・事業所づくり

【取組方針】

事業所の緑化をはじめとする事業者の自然環境の保全に関する取組は、生物多様性の保全に重要な役割を果たしています。また、農地についても、農業生産機能という面だけではなく、生物多様性の保全の面からも重要です。

そのため、経済活動との調和を図りながら、自然環境に配慮した事業活動・事業所づくりを進めます。

【取組内容】

1) 自然環境に配慮した事業所づくり

事業所の緑化に対する補助やコンテストによる表彰等を通じて、自然環境に配慮した事業所づくりを推進します。

主な施策

- ・ 民有地緑化補助（再掲）
- ・ グリーンカーテンコンテスト（再掲）
- ・ 工場立地法に基づく緑地の確保

2) 自然環境に配慮した農業の推進

農薬の減量化や農業廃材の適正処理等に関する普及啓発を通じて、自然環境に配慮した農業を推進します。

主な施策

- ・ 環境保全型農業の普及啓発

● 事業者による自然環境に配慮した活動 ●

市内では、事業者により敷地内の緑化はもとより、ビオトープ（生物生息空間）を造って市民の憩いの場や環境学習の場として開放する、市民やNPOと協力して緑化活動を行う、などの先進的な取組が進んでいます。



トヨタ車体（株）ビオトープ「刈谷ふれ愛パーク」



（株）デンソー 刈谷ハイウェイオアシス
周辺の緑化活動

取組分野（4）安全安心

⑥率先した公害対策

【取組方針】

公害の未然防止に確実に取り組むことは、事業活動を持続可能に実施するため不可欠です。特に近年は、各種法令の遵守はもとより、事業活動のグローバル化に伴い、事業者の社会的責任（CSR）³²⁾はさらに高まっており、事業者が自発的に取り組むことがこれまで以上に強く求められています。

そのため、各種法令に基づく監視・指導を確実に実施するとともに、環境保全協定³³⁾や環境マネジメントシステムの導入支援等を通じて、周辺地域の環境保全はもとより、地元環境に調和した事業活動の推進を図ります。

【取組内容】

1) 各種法令に基づく公害防止の監視・指導

事業所からの大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭等の公害を防止するため、各種法令に基づき監視、指導を行います。

主な施策

- ・ 関係機関と連携した各種法令に基づく監視・指導（再掲）

2) 事業者の自主的な環境対策の促進

環境保全協定の締結やエコな事業所を認定する制度等を通じて、公害の未然防止のための事業者の自主的な対策を促します。

主な施策

- ・ 環境保全協定締結
- ・ カリやエコ事業所認定制度（仮称）の検討・実施（再掲）
- ・ 環境マネジメントシステムの導入支援（再掲）

32) CSR : Corporate Social Responsibility の略。企業は自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、利害関係者全体の利益を考えて行動するべきであるという考え方であり、法令遵守、環境保全、人権擁護、消費者保護等について責任ある行動が求められている。

33) 環境保全協定：事業者の環境の保全及び創造に向けた取組の積極的な推進を図るため、市と事業者が結ぶ協定。平成27年1月末現在、27社31工場が締結。

基本方針3 持続可能な地域基盤づくり

取組分野（1）低炭素

①低炭素型のまちづくり

【取組方針】

地球規模で深刻化する地球温暖化問題に対応し、本市が持続的に発展していくためには、日常生活に必要なまちの機能が住まいに身近なところに集積され、車に過度に頼ることなく、公共交通によってこれらの機能にアクセスできるような「機能集約型のまちづくり」を進める必要があります。また、地域のエネルギー・システムそのものを効率的で低炭素なものとし、災害に強いまちにすることも重要です。

そのため、都市計画マスター・プラン等に基づき機能集約型のまちづくり、エネルギーを効率よく利用できるまちづくりを進め、低炭素型のまちづくりを進めていきます。

【取組内容】

1) 機能集約型のまちづくり

民間活力を活用しつつ、既成市街地の再構築や鉄道駅などの周辺における市街地整備を進め、集約型都市構造の構築をめざした面的な都市基盤整備の推進を図ります。

主な施策

- ・ 優良建築物等整備事業等によるまちなみ居住の促進
- ・ 銀座地区の再整備
- ・ 刈谷駅北口周辺における交通まちづくりの推進

● 刈谷駅北口周辺における交通まちづくり ●

刈谷駅北口周辺では、周辺住民、地元商店街、周辺企業、行政等によるワークショップや社会実験等を通じて、自転車・歩行者空間の拡充による安全な歩行空間の確保等により交通環境を整備し、あわせて駅北口のシンボルロードづくりや商業施設と一緒にとなった新たな“にぎわいの場”を創出するための検討を進めています。



人が主役となる「にぎわい空間」創出
のイメージ

2) エネルギーを効率よく利用するまちづくり

太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入や焼却施設の高効率発電、バイオマス資源のエネルギー利用等の取組を公共施設において率先して進めることで、工場、オフィスビル、住宅等の民間施設への普及を図り、エネルギーを効率よく利用するまちづくりを進めます。

主な施策

- ・ 防災拠点等への太陽光発電設備の導入
- ・ 焼却施設の高効率発電及び余熱利用の推進
- ・ 下水汚泥等のバイオマス資源のリサイクル（エネルギー利用）方法の検討（再掲）
- ・ 防犯灯のLED化

● 防災拠点への太陽光発電設備導入 ●

本市では、災害時に避難所となる全小中学校や福祉施設等に、太陽光発電設備を設置することで、環境への負荷を軽減するとともに、停電時の電源の確保を図っています。

なお、小学校については、市の初期投資費や維持管理費を抑制するために、県内で初めて、屋根を民間事業者に貸し出すことにより設置しました。



富士松南小学校

②建物の低炭素化

【取組方針】

建物は利用期間が長く、環境性能の低い建築物の環境への影響は長期間継続することから、建物の低炭素化を進めることはとても重要です。

そのため、建築物を新築する際は、断熱や省エネ機器の導入を積極的に進めるとともに、戸数の多い既存の建築物についても省エネルギー対策を進めます。また、国産材やリサイクル材の利用、建物の利用期間の長期化等を図ることによって、建築から解体・廃棄までの建物全体のライフサイクルを通じてCO₂排出量を少なくする住宅の普及を促進します。

【取組内容】

1) 低炭素型住宅の普及

エネルギー消費量や断熱性能が一定の基準を満たす低炭素建築物、耐久・耐震・省エネルギー性に優れ長く住み続けられることで省資源・環境負荷軽減につながる長期優良住宅等の普及を促進します。

主な施策

- ・ 低炭素建築物認定制度³⁴⁾、長期優良住宅認定制度³⁵⁾の普及啓発

³⁴ 低炭素建築物認定制度：都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく、CO₂の排出の抑制に資する建築物を認定する制度。税制優遇や容積率の緩和の特例措置が受けられる。

³⁵ 長期優良住宅認定制度：長期優良住宅の普及に関する法律に基づく、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅を認定する制度。税制上の特例措置が受けられる。

2) 建築物の省エネルギー性能の向上

日射や通風への配慮、断熱性、気密性等の環境性能を評価・表示する制度の普及、再生可能エネルギー、省エネルギー設備導入への補助の実施等を通じて、建築物の省エネルギー性能の向上を図ります。

主な施策

- ・ C A S B E E あいち³⁶⁾による建築物の環境性能評価の普及啓発
- ・ 住宅性能表示制度³⁷⁾の普及啓発
- ・ 再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入推進（太陽光発電、太陽熱利用システム、燃料電池設置費補助）（再掲）

3) 国産材やリサイクル材の利用の推進

樹木は、光合成によって大気中のCO₂を取り込み、成長するため、CO₂を蓄えた木材の利用を進め、継続的に樹木を育てることは、大気中のCO₂の低減につながります。そのため、輸送に伴うCO₂の排出が少ない国産材の利用を推進します。

また、リサイクル材の利用を進めることで、建築に伴う環境負荷の低減を図ります。

主な施策

- ・ 国産材やあいくる材³⁸⁾の率先利用

③エコモビリティネットワークの形成

【取組方針】

移動に伴うエネルギー使用量、CO₂排出量の削減を進めていくためには、エコカーの普及やライフスタイル、ビジネススタイルの変革とあわせて、交通基盤の整備を進めることが重要です。

そのため、公共交通機関の利便性の向上、自転車や歩行者の移動空間の確保を図るとともに、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用の充電設備の整備等、エコカーの普及に対応したまちづくりを進めます。また、鉄道駅からのCO₂の排出の少ない移動手段の確保を図ります。

【取組内容】

1) 公共交通機関の利便性向上

公共施設連絡バスの路線・乗り継ぎ便や運行時間の見直し、バス停の整備や駅舎の改修等、公共交通機関の利便性向上を図ります。

主な施策

- ・ バス路線の再編計画の立案・実施
- ・ 主要駅やバス停における乗り継ぎの利便性の向上（バス停整備、駅舎改修等）

³⁶⁾ C A S B E E あいち：愛知県が開発した建築物の環境性能を総合的に評価する手法。

³⁷⁾ 住宅性能表示制度：住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅の性能を温熱環境や維持管理・更新への配慮等10の分野にわたって等級や数値で表示する制度。

³⁸⁾ あいくる材：愛知県リサイクル資材評価制度により認定された、そのままで不要物として廃棄されていたものを再生資源（原材料）として使用したリサイクル資材。

2) 自転車や歩行者の移動空間の確保

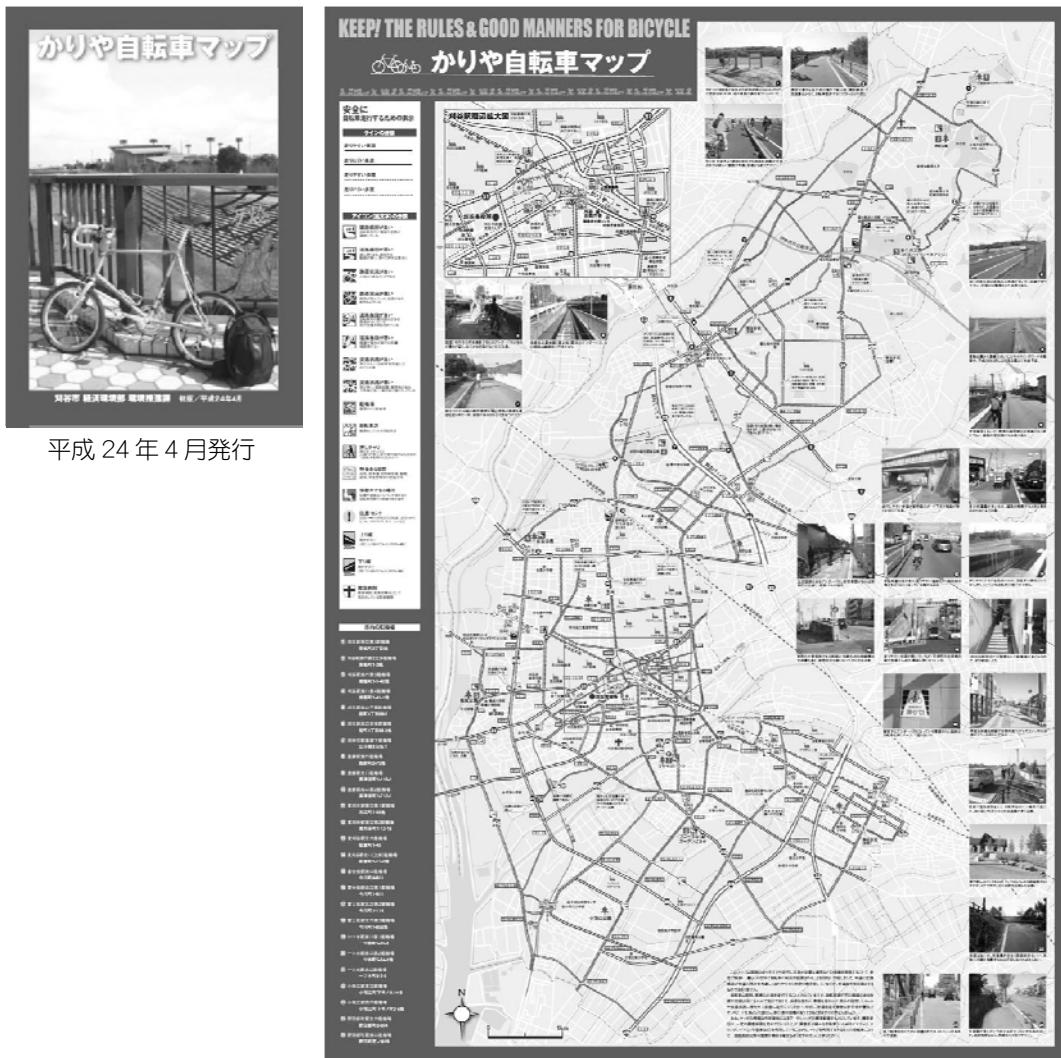
自転車と歩行者が安心して移動できる道路の整備を進めるとともに、自転車で走りやすいルートや駐輪場等の情報を提供するなど、自転車や歩行者の移動しやすいまちづくりを進めます。

主な施策

- ・ 自転車・歩行者道等の整備
- ・ カリヤ自転車マップの配布

かりや自転車マップ

「かりや自転車マップ」は、自転車が走りやすい道路、走りにくい道路を明確化するとともに、自動車と自転車のそれぞれで移動した場合の所要時間、CO₂排出量等を記載し、自転車利用が環境に良いことを周知できるようにしています。さらに、観光資源、公共施設等の情報を盛り込むことで、様々な用途に使用可能となっています。



平成24年4月発行

3) エコカーの普及に対応したまちづくり

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用の充電設備や燃料電池自動車用の水素ステーション等、エコカーの普及に対応したインフラの整備を推進します。

主な施策

- 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用の充電インフラの整備

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用 の充電インフラ

市内においては、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車で利用できる充電スタンドの設置が進んでいます。

特に公共施設では、市役所、市民センター、市営駐車場等 12 カ所に充電スタンドを設置し、無料で使用することができます（平成 26 年度時点）。



市役所に設置した
普通充電器

4) 鉄道駅からの CO₂ の排出の少ない移動手段の確保

自転車、超小型電気自動車の貸出しや駐輪場の確保を図ることで、鉄道駅からの CO₂ 排出の少ない移動を推進します。

主な施策

- 駅前観光案内所における自転車や超小型電気自動車の貸出し
- 駐輪場の整備・管理運営

観光案内所における自転車や超小型電気自動車の貸出し

刈谷駅前の観光案内所では、市内観光施設等への便利な移動手段として、電動アシスト付き自転車を無料で貸出しています。また、観光やビジネスの足として、超小型電気自動車の無料貸出しサービスも行っています。



観光案内所で貸出している
電動アシスト付き自転車



観光案内所で貸出している
超小型電気自動車

取組分野（2）資源循環

④廃棄物処理施設の整備・維持管理

【取組方針】

廃棄物については、排出の削減（Reduce）を行うことが最優先ですが、それでも排出されるものは資源の選別を行って再使用(Reuse)、再資源化（Recycle）した上で、どうしても処分しなければならないものについては、適正に処理・処分を行うことが重要です。

そのため、リサイクル施設の整備・運営を行い、資源の再使用・再資源化を進めます。また、焼却施設・粗大ごみ処理施設・埋立処分場の適切な維持管理を実施します。

【取組内容】

1) リサイクル施設の整備・運営

資源化量の増大と最終処分量の削減を図るため、リサイクル施設を適切に整備・運営します。

主な施策

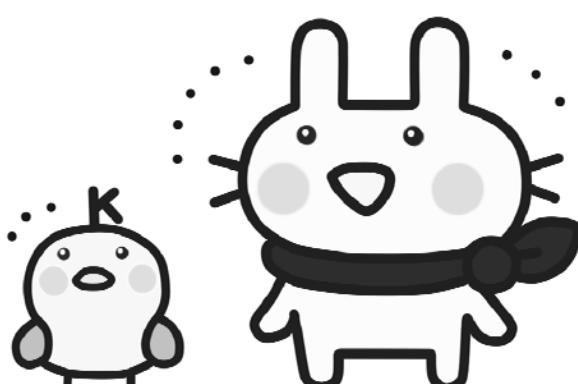
- 資源回収所や資源物選別施設、不燃物選別施設の整備・運営

2) 廃棄物の処理・処分施設の適切な維持管理

ごみの適正な処理・処分を図るため、ごみの焼却施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分場の維持管理を適切に実施します。

主な施策

- 焼却施設・粗大ごみ処理施設・埋立処分場の維持管理



取組分野（3）自然共生

⑤生態系ネットワークの形成を意識した自然環境の保全・創出

【取組方針】

北部地域の小堤西池のカキツバタ群落やため池、南部地域の社寺林や田園等の貴重な自然環境、総合運動公園や亀城公園等の都市公園、緑化された大規模工場等の緑の拠点・エリアは、多様な生物の生息環境になっています。こうした自然環境を保全・創出とともに、本市の特徴である境川、逢妻川、猿渡川の3河川を軸とした「河川軸」と街路樹や桜並木等による「緑の軸」による生態系ネットワークの形成を図ります。

また、本市周辺では、絶滅のおそれのある動植物種が多数確認されるとともに、多種多様な外来種が確認されているため、貴重な動植物の保護と外来種対策を進めます。

【取組内容】

1) 緑・水辺の保全・創出

本市の自然環境を代表するため池や社寺林等の緑・水辺を保全するとともに、公園の整備、民有地の緑化等を通じて新たな緑・水辺を創出します。

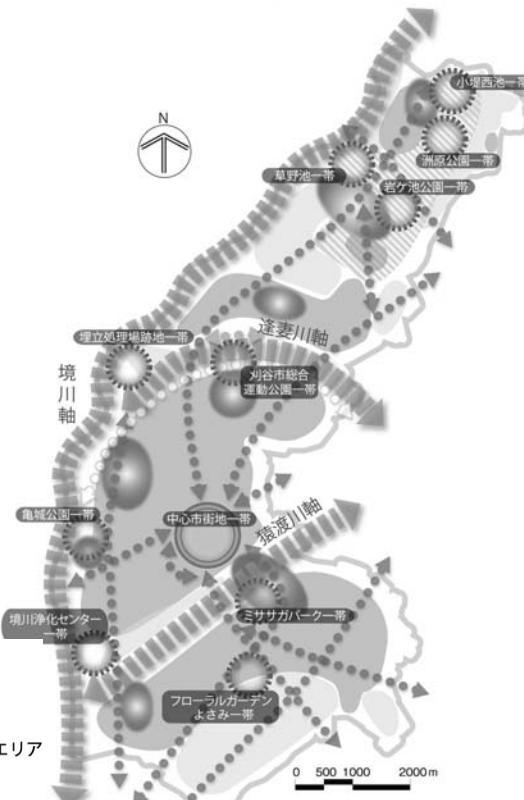
主な施策

- ため池・社寺林の保全
- 公園緑地の整備・維持管理
- 民有地緑化補助（再掲）
- 工場立地法に基づく緑地の確保（再掲）

● 生態系ネットワーク ●

生態系ネットワークとは、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、生物の生息空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらをつないだネットワークのことです。生物が水辺や樹林地、農地等を行き来できるようになることで、遺伝的な多様性を保つことができ、また、ある生物の生息に適した自然がなくなってしまった場合でも、その地域から絶滅する危険を減らすことができます。

本市では、「河川軸」と「緑の軸」により、生態系ネットワークの形成を図っています。



出典：第2次刈谷市緑の基本計画

2) 農地の保全・活用

農地は、多くの動植物にとって貴重な生息空間になっています。そのため、農業者への支援を行うことで、農地の保全・活用を進めます。

主な施策

- ・ 生産緑地地区³⁹⁾・農用地区域⁴⁰⁾の保全
- ・ 農業者に対する資金融資
- ・ 刈谷生きがい楽農センター⁴¹⁾における農業研修
- ・ 遊休農地を市民農園、景観農園として有効利用
- ・ 農地の集積・集約化

3) 生態系ネットワークへの配慮

動植物の生息・移動空間を確保するため、道路や河川の緑化によって公園やため池等の縁・水辺をつなぎ、生態系ネットワークの形成を図ります。

主な施策

- ・ 道路・河川の緑化



³⁹ 生産緑地地区：都市部に残存する農地の計画的な保全を図り、良好な都市環境を確保することを目的に、都市計画に定められた区域。

⁴⁰ 農用地区域：優良農地を保全しつつ、総合的かつ計画的に農業の振興を図るため、今後10年以上の長期にわたり農業上の利用を確保すべき優良農地等であり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定された区域。

⁴¹ 刈谷生きがい楽農センター：農業後継者育成及び遊休農地の解消・抑制等を図るため、農業研修を実施する施設。

4) 絶滅のおそれのある動植物種の保護及び外来種対策

野生生物の生息空間の保全等を通じて、絶滅のおそれのある動植物種の保護を進めます。また、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある外来種への対策を進めます。

主な施策

- ・ 小堤西池のカキツバタ群落の保全
- ・ 市内の動植物の生息状況の調査
- ・ 外来種対策の普及啓発
- ・ 外来種の防除方法の検討

● 小堤西池のカキツバタ群落の保全 ●

日本三大カキツバタ自生地の一つであり、国の天然記念物に指定されている小堤西池のカキツバタ群落は、昭和51年に地元有志が結成した「小堤西池のカキツバタを守る会」や、昭和59年に専門家等により設立された「小堤西池カキツバタ群落保存対策調査委員会」等の活動により、保護が図られています。

小堤西池のカキツバタを守る会では、9月に市民ボランティアを含め延べ500名程度で、ヨシ等の除草作業や、池の水源である東側丘陵地の竹の伐採を実施しています。また、花が見ごろを迎える5月に見学者の案内も行っています。



除草作業の様子

⑥水処理施設の整備・維持管理

【取組方針】

水環境を保全することは、水生生物だけではなく、水辺周辺の植物や水辺に集まる動物の保護にも重要です。

そのため、下水道や合併処理浄化槽等の整備・維持管理を行うことにより、生物多様性の保全を図ります。

【取組内容】

1) 水処理施設の計画的な整備・維持管理の推進

河川やため池、さらには三河湾の水質を改善するため、下水道、合併処理浄化槽等の水処理施設の計画的な整備・維持管理を推進します。

主な施策

- ・ 下水道供用区域の拡大（再掲）
- ・ 合併処理浄化槽設置整備補助（再掲）

取組分野（4）安全安心

⑦継続的な調査・監視体制の整備

【取組方針】

安全安心で快適に暮らせる生活環境を確保するためには、大気、水質、騒音・振動等の状況を的確に把握し、情報提供を行うことが重要です。そのため、継続的な調査・監視を行います。また、光化学スモッグやPM_{2.5}等については、把握した情報をすみやかに提供することで、対策を促します。

【取組内容】

1) 継続的な調査・監視

環境の状況を的確に捉え、迅速に対応することで公害を未然に防止するため、大気、水質、騒音・振動等の調査・監視を、適切な場所及び時期において、継続的に実施します。

主な施策

- ・ 大気の常時監視
- ・ 水質調査
- ・ 騒音・振動測定
- ・ 地盤沈下状況の監視
- ・ ダイオキシン類調査

2) 調査・監視結果の情報提供

市民の健康と安全を守るため、大気、水質、騒音・振動等の調査結果について市民への情報提供を行います。また、光化学スモッグやPM_{2.5}等の濃度が高く、不要不急の外出を避けるといった注意喚起が必要な場合は、メール配信等により迅速な情報提供を行います。

主な施策

- ・ 環境調査結果の情報提供（「刈谷市の環境」の発行、ホームページへの掲載）
- ・ 光化学スモッグやPM_{2.5}等の情報提供（メール配信、学校等への連絡等）
- ・ 放射線測定器の貸出し

基本方針4 参加と協働による環境都市づくり

①環境にやさしい人づくり

【取組方針】

環境に关心を持ち、知ることが、環境にやさしい暮らしや事業活動を実現していくための第一歩となります。

そのため、子どもから大人まで全ての世代に対して、環境のために自らができる学ぶ機会の充実を図るとともに、環境教育を行う人材を育成することで、環境にやさしい人づくりを進めます。

【取組内容】

1) 環境学習・参加の機会の提供

市民に環境問題への関心を深めてもらうため、事業者・団体等との連携を深める仕組みを構築することで、様々な機会、場所において、環境学習・参加の機会を提供します。また、かりやエコポイントの発行や刈谷市環境キャラクターの活用等により、楽しみながら環境について学べる工夫をします。

主な施策

- 事業者・団体等との連携により環境学習を推進する仕組み「かりや環境学習ネットワーク（仮称）」の検討・構築
- 環境講座（グリーンカーテンづくり講座、手あみ布ぞうりづくり講座、エコクリッキング講座、生ごみ堆肥づくり講座等）の開催
- かりやエコポイント制度の普及
- 刈谷市環境キャラクターの活用推進
- 環境フェア⁴²⁾ の開催

● かりや環境学習ネットワーク（仮称） ●

かりや環境学習ネットワーク（仮称）は、市民、事業者、NPO、学校、行政等が、連携・協働して、環境学習を進める仕組みです。

本ネットワークにより、様々な主体が実施する環境学習情報を一元的に提供します。また、今までにない出会いにより、新たな環境学習プログラムの創出や物語づくりをめざします。例えば、多様な主体が、それぞれの専門性や得意なことを生かして、展開する環境学習プログラムを従来にない形で組み合わせ、一連の物語として提供します。

講座①川の上流探索
主催：環境団体
場所：〇〇川

プログラム例 刈谷の水環境を知る
講座②水辺の生態系を学ぶ講座
主催：大学
場所：大学講義室

講座④水道、水資源の学習
主催：市
場所：水道施設

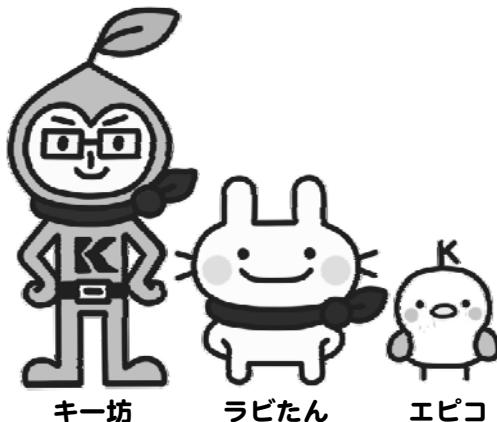
環境学習プログラムのイメージ

42 環境フェア：環境に関する普及啓発を図るために、刈谷わんさか祭りにあわせて開催する催し。

刈谷市環境キャラクター

市民に向け、環境について広く啓発するため生まれたキャラクターで、キー坊、ラビたん、エピコからなります。

市民だよりの「キー坊の環境講座」で、環境に関する様々な事柄を4コマまんがにより分かりやすく説明したり、無料貸出しの着ぐるみが環境啓発活動を支援するなど、様々な場所で活躍しています。



2) 子どもたちへの環境教育の実施

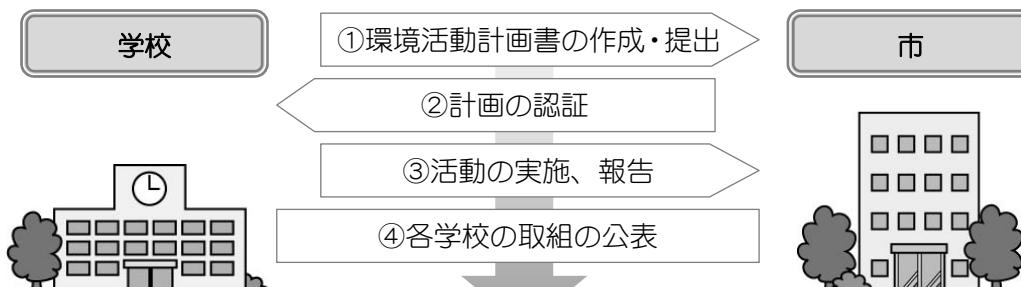
次代を担う子どもたちの環境に対する意識を高め、自然に環境に配慮した行動を実践できるようにするため、環境について学び、体験し、考えることのできる環境教育を実施します。

主な施策

- ・ 小中学生及びその家族を対象としたエコライフデーの実施（再掲）
- ・ 環境学習プログラムの提供（環境副読本の作成、水生生物調査、ストップ温暖化教室の実施等）
- ・ ユネスコスクール⁴³⁾の登録・活動の推進
- ・ かりやエコスクール認証制度（仮称）の検討

かりやエコスクール認証制度（仮称）

かりやエコスクール認証制度（仮称）は、学校が実践する環境活動を市が認証し、結果を広く公表することで、学校の取組を後押しし、さらに子どもたちが学校で学んだことを家庭や地域に広げていくことを目指す取組です。



⁴³ ユネスコスクール：ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するためのネットワーク（A S P n e t）に加盟した学校。持続可能な開発のための教育（E S D）の推進拠点と位置づけられている。

3) 指導者の育成

環境に関する知識を持ち、地域や学校等において、環境教育、環境活動を行う指導者の育成を進めます。

主な施策

- ・ 環境支援員の育成

● 環境支援員 ●

環境支援員は、環境面についての知識を生かして、周りへの環境教育を行う、市民のリーダー的存在です。

刈谷の環境を守るために、市民に近い立場で環境教育を行うとともに、市民と共に環境保全に取り組む、行政と市民の橋渡し役として活動しています。

平成 20 年度に環境支援員育成講座を修了した第 1 期生を皮切りに、平成 22 年度に第 2 期生、平成 25 年度に第 3 期生が誕生しました。

修了生は「刈谷環境支援員の会」を結成し、川の水質調査・生きもの調査、川の上流探索ツアー、グリーンカーテンづくり、刈谷わんさか祭りでの啓発活動等、様々な活動を実施しています。



刈谷わんさか祭りでの活動

②各主体の連携・協働による社会・経済のグリーン化

【取組方針】

社会・経済のグリーン化を進めるためには、市民、事業者、NPO、行政等が同一の方針性をもって連携・協働して取り組むことが重要です。

そのため、地域に根ざした環境保全活動への各主体の積極的な参加を促進します。また、環境により商品・サービスの価値を発信し、利用・提供を進めます。

【取組内容】

1) 各主体の連携・協働による環境活動の促進

市民や事業者の自主的な環境保全活動を支援し、各主体の連携・協働による環境活動を促進します。

主な施策

- ・ リサイクル活動、美化活動、緑化活動、河川愛護活動等、地域の環境保全活動への支援
- ・ 情報・人材交流のネットワーク形成促進（かりや衣浦つながるネット⁴⁴⁾への登録促進、わがまちのしゃべり場⁴⁵⁾、わがまちのつむぎ場⁴⁶⁾等）
- ・ 市民活動支援基金「かりや夢ファンド」⁴⁷⁾
- ・ 元気な地域応援交付金⁴⁸⁾

⁴⁴ かりや衣浦つながるネット：刈谷市、知立市、高浜市、東浦町が連携して市民活動を活性化するために開設したネットワーク。

⁴⁵ わがまちのしゃべり場：刈谷のまちがもっとよくなるために、いろいろな感性や価値観、考え方を持つ人たちが、お互いの立場を尊重しながらみんなの想いを語り合う、いわば「井戸端会議」。

⁴⁶ わがまちのつむぎ場：さまざまな分野で活動をしている団体が一堂に集まる「出会いの場」。

⁴⁷ 市民活動支援基金「かりや夢ファンド」：市民団体等が、刈谷のまちをよくしていくために、自主的に行う活動の誕生・発展を応援する補助金制度。資金の半分は、寄附によってまかなわれている。

⁴⁸ 元気な地域応援交付金：地域の絆を深め、地域を元気にするために、自治会等が課題を自ら解決する取組を応援する交付金。通称「げんき交付金」。

2) 社会・経済のグリーン化に向けた取組の推進

社会・経済のグリーン化に向け、生産者及び消費者に対して、普及啓発等を実施することにより、環境に配慮した商品が優先的に選択されるように促します。

主な施策

- ・ 環境負荷低減に寄与する投資に対する支援方法の検討（再掲）
- ・ グリーン購入、地産地消⁴⁹⁾に関する普及啓発

3) 行政による率先行動

市は、市民や事業者に環境保全の行動を求めていく立場であることから、刈谷市職員環境行動計画（エコアクション刈谷）に基づき、各職場において環境配慮行動を日常業務に定着させるとともに、公共施設に率先して再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備を導入します。

主な施策

- ・ グリーン購入の実施（グリーン購入法適合品や環境ラベル等付与製品の購入）
- ・ エコカー（燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車等）、太陽光発電設備、省エネ機器等の率先導入
- ・ 国産材やあいくる材の率先利用（再掲）



49 地産地消：地域で生産された物を、地域で消費すること。地域の中で生産と消費を行うことで、輸送にかかるエネルギーや排出ガスの削減につながる。